

取組状況・成果

【多様な子育て支援ニーズへの対応】

・子ども・子育て支援新制度に基づき、新宿区子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）を策定し、保育施設の整備のほか様々な子育て支援事業を計画的に実施しています。

【待機児童の解消】

・平成20年度からの10年間で保育定員を3,347人拡大するなど、保育の量の確保に取り組むほか、一時保育などの多様な保育ニーズへの対応にも取り組んでいます。また、保育指導検査の実施などによる適正な運営のための支援や保育士の確保・育成の支援を行っています。
 ・保護者の就労の有無に関わらず就学前の子どもに対し一体的な教育・保育を行い、地域と家庭の子育て力の向上を図るため、平成20年度からの10年間で子ども園13園を保育需要や地域事情、地域バランス等を考慮し、整備しました。

【放課後の居場所の充実】

・全区立学童クラブの児童指導業務を民間委託し、利用時間を平日の午後7時まで、また、小学校の長期休業期間中は午前8時からに拡大しました。さらに、対象年齢を小学校6年生までとしました。
 ・全区立小学校に開設している放課後子どもひろばについて、必要な地域で利用時間の延長や学童クラブ機能付きなど機能の拡充を行っています。

【地域における子育て支援サービスの充実】

・平成23年4月、総合的な子育て支援の拠点施設として「子ども総合センター」を設置し、子どもと家庭の総合相談、児童コーナー、学童クラブ、発達に心配のある子どもへの発達支援などを行っています。また、中落合子ども家庭支援センターに加え、3所の子ども家庭支援センターを設置し、子ども総合センターとあわせて、子育ての総合相談や児童虐待防止の体制を強化しました。

【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

・子どもから若者へ成長する過程で支援を途切れさせず問題解決につなげるため、関係機関が情報共有、支援の協議や調整を行う「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。
 ・子ども・若者に係る相談を受ける窓口15所を「子ども・若者総合相談窓口」として整備し、幅広い分野にまたがる相談について連携する体制を取っています。

【ひとり親家庭の生活向上支援の充実】

・ひとり親家庭について、母子・父子自立支援員による総合的な相談支援を行っています。
 ・就労相談に専門に対応する自立支援プログラム策定員を設置しています。

【妊娠期からの子育て支援】

・保健センター、健康づくり課では妊婦との看護職面接体制を整えました。面接時に、母親学級や両親学級、はじめまして赤ちゃん事業(妊婦と産婦の情報交換の場)等の妊娠期からの役立つ情報提供を行い、支援が必要な妊婦には地区担当保健師等による個別支援を行う等、妊娠期からの切れ目のない支援につないでいます。
 ・保健センターで実施している乳幼児健診等の際に絵本の読み聞かせと絵本の配付を行い、親子がふれあい楽しく育児にたずさわり、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援しています。

現状・課題

【多様な子育て支援ニーズへの対応】

・多様化するニーズをふまえ、子育ての負担感や孤立感を軽減・解消するよう支援するためのサービスの充実を図るとともに、それらの情報を確実に届けることが必要です。
 ・乳幼児期における質の高い教育・保育内容の提供に向けた取組みが引き続き求められます。

【待機児童の解消】

・地域の実情に即した保育施設等を多様な手法により整備し、保育定員の拡大を図ることで待機児童の解消を目指すとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを行う必要があります。
 ・保育園等の適正な運営の確保が一層重要です。また、保育士確保を支援する取組みの継続や、特別な配慮を必要とする乳幼児など発達の度合いに応じた適切な保育を行うための保育士のスキル向上が必要です。

【子どもの居場所づくり】

・放課後の子どもの居場所は、家庭の状況や子どもの自立度などに応じた事業展開が求められます。
 ・子どもたちの健やかな成長に資する、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会の充実が重要です。

【特に配慮を要する子どもへの対応】

・特に配慮や支援が必要な子どもと家族のため、乳幼児期から高校卒業後までの継続した切れ目のない支援体制を整備するとともに、増加する相談件数や多様化するニーズに適切に対応する必要があります。
 ・早期の支援開始と学習環境等の整備に加え、子どもの多様な特性について周囲の理解を深めることが重要です。

【地域で支える子育て支援体制の構築】

・子どもたちが犯罪や事故等の危険にさらされる事例が多くなっており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境の整備が重要となっています。
 ・子育て支援の活動に区民が気軽に参加できる機会の増大や、活動展開の支援を行うことで、子育てを支え合う環境づくりを広げていくことが求められます。

【子どもの権利の尊重】

・虐待やいじめ、子どもの性の商品化など、子どもが人として尊ばれ守られる権利が侵害されています。
 ・虐待等への迅速できめ細かな対応のため、児童相談所の区への移管を着実に進める必要があります。

【ひとり親家庭の支援の充実】

・ひとり親家庭における個々の世帯の多様かつ重層的なニーズや課題を踏まえた、きめ細かな情報提供や支援が必要です。

【貧困世帯への支援】

・貧困世帯での世代間の負の連鎖を解消させる必要があります。

【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

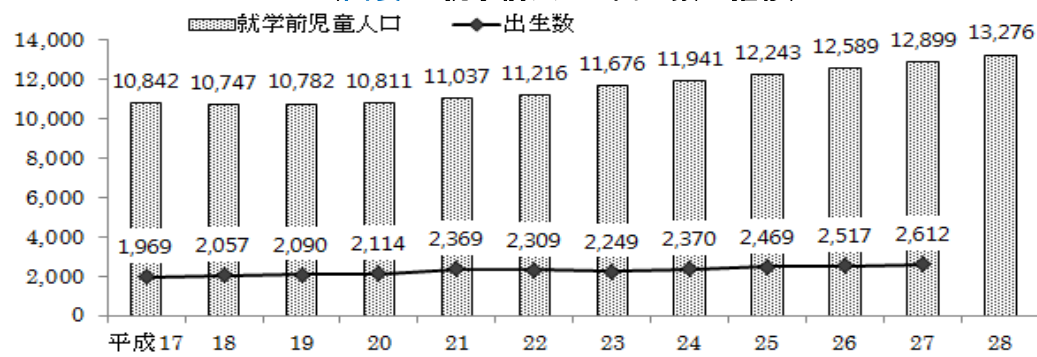
・社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加している中、幼少期から社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を継続することが必要です。

【妊娠期からの子育て支援】

・すべての妊婦に対し、切れ目のない支援を行っていくためには、妊娠届出時等の看護職面接率の向上等、妊娠初期からの支援の充実が必要です。

新宿区の就学前人口は、近年増加傾向を示しています。出生数についても、近年微増傾向が続いています。

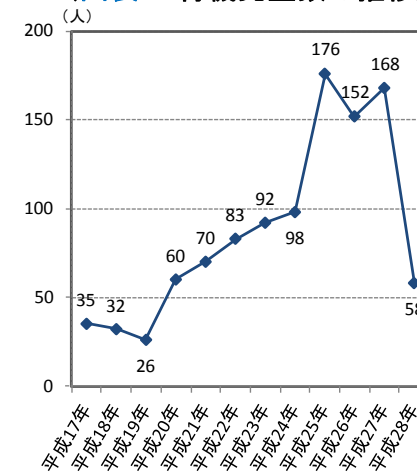
（図表1 就学前人口と出生数の推移）



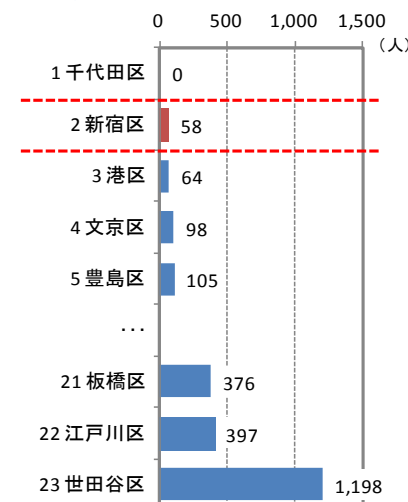
※出生数は1月から12月までの合計値です。(外国人を含む)
 出典：(就学前人口)住民基本台帳(各年4月1日)、(出生数)新宿区資料 各年

新宿区の待機児童数は、平成19年以降増加傾向にありましたが、平成28年4月の待機児童数は58名まで減少しました。23区の中では2番目に低い数字となっています。

（図表2 待機児童数の推移）



（図表3 待機児童数の都区部比較）



目指すまちの姿・状態

妊娠期からすべての子育て家庭にきめ細かに支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、思春期以降、世帯形成期までの支援を必要としている若者に対しても、子育て期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合える環境を実現するとともに、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちをめざします。

施策の方向性

【多様な子育て支援ニーズへの対応】

- すべての子育て家庭が、地域の中で安心して子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、必要なサービスを選択し、気軽に利用できるしくみを実現していきます。
- 保護者のニーズに合った子育て支援サービスのコーディネートや、適切な機関につなげることにより、保護者の子育て負担感の軽減を図っていきます。

【待機児童の解消】

- 地域の実情に即した保育施設やサービスを多様な手法により整備し、利用を希望する人が必要に応じて利用できるような環境を整えていきます。
- 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に向け、引き続き、保育士の確保も含め保育園等の適正な運営を支援していくほか、保育士の資質の向上を図っていきます。

【子どもの居場所づくり】

- 放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていきます。
- 地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。遊びや自主的な活動などを通して、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら豊かに育ち合い、のびのびと成長する力を伸ばしていきます。

【特に配慮を要する子どもへの対応】

- 特に配慮や支援が必要な子どもと家族について、子どもの成長段階や家庭環境に応じた切れ目のない支援を早い時期から行うとともに、多様化するニーズに適切に対応するため、福祉、保健、教育、医療などの関係機関の連携を強化し、個々のニーズに応じたサービスを提供していきます。また、子どもの多様な特性について、周囲の理解を深めるための啓発を図っていきます。

【地域で支える子育て支援体制の構築】

- 子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる仕組みや多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、環境問題への取り組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

【子どもの権利の尊重】

- 子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深める取組みを進めるとともに、子どもが自らの意見を表明する機会を持ち、区政への参画意欲を高める取組みを行っていきます。また、悩みを持つ子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みを強化するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
- 居住実態の把握を含め、子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援を行えるよう、関係機関が必要な情報交換を行うとともに、支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っていきます。
- 区の児童相談所を設置し、児童相談行政を一元的に行うことにより、児童虐待対応等を迅速かつ適切に行います。

【ひとり親家庭の支援の充実】

- ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を進め、個々の世帯状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の支援を行っていきます。

【貧困世帯への支援】

- 貧困世帯の負の連鎖など、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、地域の人々や支援する団体との連携を進め、きめ細かな支援を総合的に推進していきます。

【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

- 子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に実施し、若者が地域や社会の中で孤立することなく、自分らしく生きるための支援を行っていきます。

【妊娠期からの子育て支援】

- すべての妊婦が、安心して妊娠期を過ごせ、出産、子育てが行えるよう、妊娠期から不安やリスクを把握し、切れ目のない支援を充実していきます。
- 絵本でふれあう子育て支援事業を継続して実施し、子どもの心健やかな成長を促していきます。

(新宿区次世代育成支援計画(第三期)
新宿区子ども・子育て支援事業計画)



(新宿はっぴー子育てガイド)

